【事案４】

問合せ先		福祉局高齢者施策部介護保険課（06-6241-6505） 福祉局生活福祉部保護課（06-6208-8272）
対象事業所	運営法人	医療法人愛信会（理事長　石村　俊信）
	事業所名称	介護老人保健施設愛の里
	所在地	大阪市大正区小林東二丁目６番 14 号
	サービス種別及び指定日	介護保険法による事業 通所リハビリテーション：平成 24 年８月１日指定 介護予防通所リハビリテーション：平成 24 年８月１日指定
処分内容及び処分理由	処分内容	指定の一部効力停止６か月（令和８年 11 月１日から令和９年４月 30 日まで）
	処分理由	介護保険法による事業 【通所リハビリテーション】 介護給付費の請求に関する不正及び介護扶助費の請求に関する不正 利用者 70 名について、令和６年６月から令和７年８月までの間、「中重度者ケア体制加算」の算定に必要な看護職員の配置を行わないまま同加算を算定し、介護給付費及び介護扶助費を不正に請求し受領した。 【介護予防通所リハビリテーション】 その他法令違反 一体的に運営する通所リハビリテーションにおいて、介護給付費の請求に関する不正が行われた。
経済上の措置		介護保険法による事業 令和６年９月から令和７年８月までの期間において、不正に請求し受領していた介護給付費を返還させるほか、介護保険法第 22 条第３項の規定により当該返還金額に 100 分の 40 を乗じて得た加算額を支払わせる。 返還額（概算）については、次のとおり。 通所リハビリテーション：1,160,566 円 （不正請求額 828,976 円、加算額 331,590 円） 介護予防通所リハビリテーションの返還金はありません。 生活保護法による事業 上記、介護給付費の返還に伴い、令和６年６月から令和７年８月までの期間において、不正に請求し受領していた介護扶助費を返還させるほか、生活保護法第 78 条第２項の規定により当該返還金額に 100 分の 40 を乗じて得た加算額を支払わせる。 返還額（概算）については、次のとおり。 通所リハビリテーション（介護扶助）：13,608 円 （不正請求額 9,720 円、加算額 3,888 円）